

審 査 基 準

令和2年1月14日作成

法 令 名 :	道路交通法
根 拠 条 項 :	第94条第2項
処 分 の 概 要 :	免許証の再交付
原 権 者 (委 任 先) :	静岡県公安委員会 (仮免許証の再交付については、静岡県警察本部長)
法 令 の 定 め :	道路交通法施行規則第21条 (免許証の再交付の申請)
審 査 基 準 :	
標 準 処 理 期 間 :	再交付の申請が、当該申請に係る運転免許証を交付した静岡県公安委員会に対して行われた場合 運転免許センターにおける申請については、1日 警察署における申請については、22日
申 請 先 :	運転免許センター又は住所地を管轄する警察署 (浜北警察署を除く。)
問 合 せ 先 :	静岡県警察本部運転免許課
備 考 :	